

				課 長		係 長		設 計	
工 事 名 称	仲津中学校校舎防音復旧工事の内機械設備工事								
施 工 位 置	福岡県行橋市大字稲童3104番地								
工 事 費	消費税 円 (円 + 円)								
工 事 内 容	機械設備工事 1.0 式 (空気調和設備、換気設備、家庭科室調理台設備)								
起 工 理 由 仲津中学校校舎防音復旧工事に伴う特別教室棟改修工事								補 助 内 容	
								1 国庫補助 2 県費 3 市単独	

工事名 仲津中学校校舎防音復旧工事の内機械設備工事

費目	工種	細目	単位	当初設計			変更設計			摘要
				数量	単価	金額	数量	単価	金額	
	機械設備工事									
1	空気調和設備工事		式	1.0						
2	換気設備工事		式	1.0						
3	その他設備工事		式	1.0						
	小計									
				改め						

工事名 仲津中学校校舎防音復旧工事の内機械設備工事

[illegible]

工事名 仲津中学校校舎防音復旧工事の内機械設備工事

[illegible]

工事名 仲津中学校校舎防音復旧工事の内機械設備工事

[illegible]

工事名 仲津中学校校舎防音復旧工事の内機械設備工事

[illegible]

工事名 仲津中学校校舎防音復旧工事の内機械設備工事

費目	工種	細目	単位	当初設計			変更設計			摘要
				数量	単価	金額	数量	単価	金額	
	MAC-3-2	室内機：天井ｽﾍﾟｯﾄ型 (4方向)	台	1.0						
	空冷ヒートポンプエアコン	冷房：7.1KW 暖房：8.0KW								
		加湿量：0.7kg/h以上 台数1台								
		自然蒸発式（室内機組込形）								
		リモコンスイッチ、全熱交換器連動コネクター								
	MAC-3-3	室内機：天井ｽﾍﾟｯﾄ型 (4方向)	台	3.0						
	空冷ヒートポンプエアコン	冷房：5.6KW 暖房：6.3KW								
		加湿量：0.7kg/h以上 台数3台								
		自然蒸発式（室内機組込形）								
		リモコンスイッチ、全熱交換器連動コネクター								
	空調機器搬入据付費		式	1.0						
	総合調整費		式	1.0						
	小計									
				改め						

工事名 仲津中学校校舎防音復旧工事の内機械設備工事

[illegible]

工事名 仲津中学校校舎防音復旧工事の内機械設備工事

費目	工種	細目	単位	当初設計			変更設計			摘要
				数量	単価	金額	数量	単価	金額	
	ドレン管									
	屋内一般									
	硬質塩化ビニル管	VP 25	m	47.2						
	〃	VP 30	m	80.1						
	〃	VP 40	m	27.8						
	弁類		式	1.0						
	架台類		式	1.0						
	区画貫通処理材		式	1.0						
	保温工事		式	1.0						
	小計									
				改め						

工事名 仲津中学校校舎防音復旧工事の内機械設備工事

費目	工種	細目	単位	当初設計			変更設計			摘要
				数量	単価	金額	数量	単価	金額	
C	空気調和設備工事									
	撤去費		式	1.0						
	産業廃棄物処理 金属くず	直接工事費に含めず	式	1.0						
	冷媒フロン回収費 102.5kW	直接工事費に含めず	式	1.0						
	小計									
				改め						

工事名 仲津中学校校舎防音復旧工事の内機械設備工事

[illegible]

工事名 仲津中学校校舎防音復旧工事の内機械設備工事

[illegible]

工事名 仲津中学校校舎防音復旧工事の内機械設備工事

[illegible]

工事名 仲津中学校校舎防音復旧工事の内機械設備工事

[illegible]

工事名 仲津中学校校舎防音復旧工事の内機械設備工事

[illegible]

工事名 仲津中学校校舎防音復旧工事の内機械設備工事

[illegible]

工事名 仲津中学校校舎防音復旧工事の内機械設備工事

[illegible]

工事名 仲津中学校校舎防音復旧工事の内機械設備工事

費目	工種	細目	単位	当初設計			変更設計			摘要
				数量	単価	金額	数量	単価	金額	
	保温・遮音		式	1.0						
	小計									
				改め						

工事名 仲津中学校校舎防音復旧工事の内機械設備工事

費目	工種	細目	単位	当初設計			変更設計			摘要
				数量	単価	金額	数量	単価	金額	
F	換気設備工事									
	撤去費		式	1.0						
	産業廃棄物処理 金属くず	直接工事費に含めず	式	1.0						
	小計									
				改め						

工事名 仲津中学校校舎防音復旧工事の内機械設備工事

[illegible]

仲津中学校校舎防音復旧工事の内機械設備工事

〈 工 事 説 明 書 〉

2017. 6

行橋市

1. 工事名称 仲津中学校校舎防音復旧工事の内機械設備工事
2. 工事場所 行橋市大字稲道3104番地
3. 工 期 平成29年7月初旬から
平成30年1月末まで（手直し完了検査日を含む）
4. 工事範囲 設計図書記載のとおり
※設計内訳書数量は参考とし、公告期間内に適切な見積および質疑を行い入札に臨むこと。

5. 関連・併行工事

仲津中学校改修事業として、本工事と同時に下記工事を行なうものとし、併行工事業者とは密接な連携を図り、円滑な施工に尽力しなければならない。なお、関連工事との取り扱いについては、お互いに誠意を持って協議し施工すること。

仲津中学校改修事業の工事一覧と工事概略

- ・仲津中学校校舎防音復旧工事の内建築主体工事 →校舎建築改修工事（トイレ以外）
- ・仲津中学校校舎防音復旧工事の内電気設備工事 →校舎改修に伴う電気設備工事
- ・仲津中学校校舎防音復旧工事の内機械設備工事 →校舎改修に伴う空調換気設備工事
- ・仲津中学校改修工事の内建築主体工事（トイレ改修）→校舎、講堂のトイレ改修
- ・仲津中学校改修工事の内機械設備工事 →校舎、講堂の給排水衛生設備

6. 工事仕様書 「公共建築改修工事標準仕様書」「公共建築工事標準仕様書」（機械設備工事編 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修制定）および防衛施設周辺防音事業工事標準仕方書（防衛省地方整備局）の最新年度版を採用する。

なお、細部については、機械設備工事施工監理指針を適用する。

7. 優先順位 (1) 工事説明書・追加説明書・質疑応答書
(2) 設計図書
(3) 共通仕様書

8. 苦情等の措置及び近隣対策

- ・工事による影響(騒音、粉塵等)を最小限に抑え、安全な学校運営が実施出来るよう配慮すること。
- ・工事上発生する音・振動及び塵埃等で学校及び近隣に被害を及ぼさないこと。また、安全管理には充分注意するとともに生徒・周辺通行人等への安全対策についても万全を期すること。なお、作業時間は、現場監督員と打ち合わせの上原則としてその時間を厳守すること。
- ・着工前に現場監督員立会いの上、近隣家屋等周辺の事前調査を行い、写真等により現況を把握すること。杭工事等の振動による苦情や補償が発生した場合は、請負業者の負担により速やかに誠意をもって解決すること。
- ・万一学校及び近隣から苦情等の申し入れがあった場合は、監督員と協議の上、請負

者の責任と負担のもと適切な措置と共に、対応すること。

- ・搬入路となる道路の使用については、第三者(地域住民を含む)に支障のないようにすること。

9. 施工計画等

- ・工事の着工に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し速やかに監督職員に提出すること。また、品質計画、工種別の施工計画書を施工に先立ち提出すること。
- ・仮設電力及び工事用水は原則として業者負担で臨時に引き込み、子メーター設置のこと。
- ・工事着工前に、段階確認願を提出し、段階確認事項の確認を行うこと。
ただし、上記事項についてあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- ・工事工程会議を、工事監理者を交え、毎週1回程度開くことを原則とし、工程表に基づき遅延なきよう充分協議して工事の進行を図ること。
- ・建築確認板の掲示は、請負業者の負担で行うこと。
- ・着工から工事目的物引渡しまでの間火災保険等に参加すること。
- ・起工式・安全祈願祭にかかる費用は、請負業者の負担とする。

10. 監督員詰め所

- ・現場事務所は、現場監督員詰め所・業者詰め所・小会議室・大会議室等使用用途を考慮し現場監督員の要望を充分把握した上で計画すること。また、騒音等を考慮し空調設備(冷暖房)を完備すること。
- ・内装・備品・電気及び給排水設備等を現場監督員の指示により必要に応じて設置すること。
- ・備品・設備の設置・電気・ガス・水道・電話等の使用料並びに便所の清掃料は、請負業者が負担とすること。

11. メーカー指定及び見本の提出

- ・図面上記入された指定品等は、グレードを表すものであり、同等品以上と監督員が承諾した場合変更することが出来る。
- ・各種見本は速やかに取り揃え、監督員の承諾を受けること。
- ・製品及び材料は、材料承認願を提出し、承認を得てから使用すること。
- ・各種保証書は、請負者及び専門施工者の連帯責任とし連名にて保証すること。
その他保証書は、現場監督員の指示によること。
- ・機器等の保証期間は、工事完成引渡し後1年間としメーカー保証により保証書を提出すること。

12. 設計変更等

- ・設計図書に明記がなく、現場の納まり・取り合いが不明で理解が困難な場合はあらかじめ申し出ること。
- ・設計変更については、発注者・請負業者の協議の上行うものとする。但し、官公庁の指導による設計変更及び現場に於ける軽微なものについては、金額の増減は行わない。

13. 現状復旧

- ・施工に当り現場付近の道路、樹木、工作物等に損傷を与えた場合は、請負者の負担によって早急に復旧しなければならない。

14. 官公署その他の手続き

- ・工事施工に必要な諸手続き・道路及び隣接地等の使用手続き等は一切請負者において行い、その費用は請負者負担とする。

1 5. 工事標識

- ・看板等の設置に付いては、あらかじめ監督員の承諾を受けて設置する事。
- ・看板等は、車等からの視界を阻害しないように配慮し、風等により転倒しないように固定すること。

1 6. 安全管理及び労働災害の防止

- ・施工範囲において、生徒の動線と交差する箇所が多数あるため、交通誘導員等を適宜配置し、生徒の安全確保に努め、配置については学校及び監理・監督者と十分協議をすること。
- ・工事の着工に先立ち、地域との連絡を配慮しつつ、円滑な事業執行を図ることと併せて、進入路はもとより現場内の美装化に努め、進入口及びゲート部分に工事概要等の看板を設置し建設事業のイメージアップに努めること。
- ・工事現場の安全衛生管理に当たっては、建築基準法、労働安全衛生法及び労働基準法等関連法令に従い、施工管理とともに労働災害防止に努めなければならない。
- ・重機の旋回範囲に電力線、電話線等がある場合には、物件の管理者と施工方法等を十分協議し、施工すること。
- ・現場代理人および主任技術者は、腕章を着用すること。
- ・安全訓練は「福岡県県土整備部土木工事施工管理の手引き」に準じ、施工に先立ち安全訓練等の活動計画書を提出し、計画に基づき実施月に安全訓練等の活動報告書を提出すること。

1 7. 試験等

- ・工事完成時にシックハウス対策として、監督員が指示の箇所のホルムアルデヒド等の濃度測定と報告を行うこと。

1 8. 建設廃材

- ・建設廃材の処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法」「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」に基づいて行うこと。
- ・鉄、金属くずは、有価物として処分費から控除すること。また、処理施設での計量伝票を発生材調書に添付すること。
- ・本工事の発生土（残土）は建設副産物として取り扱い、再資源化施設にて適正に処理すること。（土捨場への搬入はないものとする）
- ・産業廃棄物の収集または運搬に供する車には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施工令」に基づきその旨を表記すること。
- ・マニフェストはE票（コピー）を提出すること。

1 9. その他の注意事項

- ・工事施工中、不明な点は必ず監督員と協議すること。
- ・敷地内の埋設標・埋設標示テープ（電気及び水道）は、明確に標示すること。
- ・掘削及び整地等の際は、先行工事による電気・給排水の新設配管・配線およびマンホールやハンドホール付近の作業には十分注意すること。
- ・敷地内における給排水および電気の旧配管・配線等に関しては、既設校舎の運営に支障がないかの事前調査を行い、不要なものと判断できるものは全て撤去すること。
- ・会計検査資料作成の協力をすること。
- ・監督員が特に指示した資料は提出すること。なお、工事工期限内に全ての書類を提出すること。
- ・本工事における建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型建設機械を使用するものとする。監督員は排出ガス対策型等の使用確認の為、現場で確認したり、写真の提出を求めたりすることがあるが、請負者はこれに協力するものとする。上記対策機械

を使用できない場合は、「排出ガス対策型建設機械不使用理由書」を監督員に提出するものとする。

- ・シンナー等の有機溶剤については、厳重に管理をし、盗難及び事故のないように努めること。